

## 除染適正化プログラムへの対応状況

2015年4月

項目	「除染適正化プログラム」内の記述	方向性	状況	概要
1 事業者の施工責任の徹底				
1-1 事業者の「責任施工」の貫徹	<p>除染業務は、事業者が施工管理体制を確立した上で施工管理を行うという受注者の「責任施工」が前提であることから、基本的な認識や意識の向上、作業手順等の遵守、必要な記録等の作成及び保管など、施工管理体制の確実かつ不斷の実施を事業者に徹底させる。</p> <p>a) 基本的な認識や意識の向上、作業手順等の遵守 b) 必要な記録等の作成及び保管等 c) 問題が発生した場合の事実確認とその対応策の実施</p>	共通仕様書等に規定されている施工管理について遵守を徹底	平成25年1月から実施	事業者に対して、工程会議等の場を活用して、共通仕様書等の内容について周知徹底を実施中。また、不適正除染事案を分かりやすく説明したパンフレットを平成25年1月に作成。
1-2 厳格な処分の実施	従来、元請け事業者に対して、環境省の入札参加資格の取得を求めていたが、これを拡大して、事業者との契約内容として除染業務の指揮監督を担う下請け事業者にも適用する。これにより、これらの下請け事業者が指名停止処分に相当する不適正な行為を行った場合には、環境省のみならず政府全体での対応を可能とすることができます。	監督業務を担う下請事業者に入札参加資格の取得を義務化	平成25年3月より実施	共通仕様書を改正（平成25年3月29日公表）し、作業指揮者を環境省の工事又は役務の入札参加資格を持っている会社から選出するよう義務化。
1-3 除染に関する抜き打ち的検査の強化	高圧洗浄等の外形的に工程管理ができない部分について除染が適切に実施されたことを確認するためのいわば抜き打ち的な検査である確認調査を、頻度を上げて確實に実施し、その結果除染の不備があると認められる場合には、再度、事業者の責務によりやり直しを行うことを徹底する。	確認調査（※）の実施強化 ※除染が完了した対象（建築物、舗装面等）について、指定する部分を、同じ方法で再度除染し、放射線量の大幅な低下が認められた場合には、再度、除染を行わなければならぬ仕組み	平成25年1月から実施	除染完了時に実施される確認調査について、引き続き、厳格に確認調査を実施する。

1-4	施工管理に関する規程類の見直し	除染の施工管理に関する規程類を見直し、適正な除染が実施されたことを確実に事後確認できるようにすることで、不適正な除染を防止する（例えば、写真等の撮影地点や撮影方法等）。また、これらの規程類の徹底実施を全ての事業者に対して指示する。	作業管理規定の内容を見直し、施工管理に関する項目を強化	平成25年2月から実施	共通仕様書を改正（平成25年2月15日公表）し、①施工予定箇所と作業実績の報告方法、②作業日報の記載事項等について見直しを行い、平成25年度業務から適用、実施中。
1-5	除染適正化推進委員会（仮称）の設置	有識者による「除染適正化推進委員会」（仮称）を設け、除染事業者による除染事業の実施状況、施工管理体制等の報告を公開の場で定期的に聴取し、不適正な対応がみられる場合には改善を求めるとともに、適正な除染の推進に資する情報を共有する。	除染事業の実施状況、施工管理体制等の報告等を有識者からなる会議で検討	平成25年3月から実施	次のとおり、除染適正化推進委員会を開催。 平成25年3月18日 第1回開催 平成25年7月8日 第2回開催 平成25年11月18日 第3回開催
2 幅広い管理の仕組みの構築					
2-1	地元自治体等との連携による工事状況の確認や情報交換	地元自治体（福島県や地元市町村）と一緒に、定期的に工事の進捗状況等の共有や、協働した確認等を行う体制を確立する。	進捗状況の共有、共同での現場確認等	平成25年1月から実施	これまで、①環境省と事業者との工程会議等への地元自治体の参加及び工事状況等の把握、②地元自治体と一緒に共同監視を実施中。 ・共同監視については、平成25年1月24日に福島県・楢葉町が環境省と現場の確認調査を実施。 ・県と市町村により、「国直轄除染の実施状況確認調査国直轄除染の実施状況確認調査」を本年3月まで合計31回実施。 ・また、楢葉町では、平成26年5月から、国直轄除染の仮置場について住民自らが監視員として管理状況を監視。
2-2	除染事業の実施情報（日時、場所等）の公表	除染作業を実施している区域等をタイムリーに公表し、関心ある住民の方々が、公道部分から除染現場を見ることが容易にできるようとする。	1週間程度の除染の実施予定をホームページ等で公表	平成25年3月から実施	今後1週間の除染の実施予定を地図で示したものをおもにホームページで公表中（平成25年3月18日公表）。

2-3	第三者による除染効果のモニタリング	専門的かつ客観的な観点から除染の効果を事後的に測定するため、除染事業者とは別の者による客観性・透明性がより高いモニタリングを実施し、その結果を住民の方々に対して丁寧に説明する。	専門性、客観性をもたせた事後モニタリングの実施	平成25年9月から実施	本格除染が面的に終了した地域を対象に、除染の効果が維持されていることを確認するため、専門性・客観性を確保した第三者による事後モニタリングを実施。これまで、田村市、川内村及び楢葉町で事後モニタリングを実施し、その結果を住民説明会で説明した。
2-4	新技术を活用した放射性物質の除去状況の確認	放射性物質が残留している場所等を面的に判断することができるガンマカメラ、シンチレーションファイバー等の新たな技術を試行的に活用し、除染結果の信頼性を検証する。	ガンマカメラ等を活用したモニタリングの試験的実施	平成25年2月から実施	ガンマカメラについて、平成24年度から低線量域の撮影についての検証や、遮蔽物（コンクリートブロック、木材、土、水等）や採石被覆による遮蔽効果の確認、除染前後の撮影による効果の確認等を実施。 (参考) リスクコミュニケーション推進の観点から、福島県内の自治体の要望に応じてガンマカメラ活用事業を平成24年度から実施。平成27年度も引き続き実施する予定。
3 環境省の体制強化					
3-1	環境省（発注者）の監督体制の抜本的強化	環境省は、事業者が確実な施工管理体制を構築し、かつ、適切な除染を実施していることをより的確に確認するため、地元の人材を活用しつつ、除染現場を巡回する環境省職員及び環境省委託による委託監督員の人数を段階的に大幅に増強する（200名程度（現行の4倍）を想定）。	監督業務の発注や職員の配置換え等により監督体制を強化	平成25年1月から実施	環境省職員及び委託監督員の数を段階的に増強し、監督体制を強化（平成25年度から除染等工事の発注に合わせて監督支援業務を発注）。平成27年4月現在、環境省の監督職員は99名、委託監督員は111名（合計210名）。
3-2	不適正除染110番（仮称）の新設	「不適正除染110番」を設け、個人情報に配慮しつつ、広く一般から不適正な除染に関する通報等を受け付ける。	不適正除染110番を開設	平成25年1月から実施	不適正な除染作業について広く情報提供を求めるため、①不適正除染110番の開設（平成25年1月24日）、②インターネットを経由した情報提供を可能とするようウェブページの開設、について実施済み（平成25年1月15日）、現在運用中。

3-3	通報等を一元管理するためのルール作り	環境省には様々なルート（電話、メール、対面等）で不適正な除染に関する情報が寄せられることから、このような通報等を一元的に集約し、迅速な対応を行うため、伝達ルールや情報管理の方法等を明確化し、通報等を一元的に管理する。	通報から現地調査、対応策までを一元的に実施するための体制作り	平成25年1月から実施	環境省本省、福島環境再生事務所、関東地方環境事務所のそれぞれにおいて、適正除染推進グループを設置（平成25年1月21日）し、一元管理する体制を構築済み、現在運用中。
3-4	迅速な現地調査等の対応	不適正な除染に関する通報等のうち、場所が特定できるような具体的な情報が寄せられた場合には、監督職員等が現場に急行し、状況を確認し、必要な対応を行う体制を構築する。	場所が特定できるような調査すべき通報が寄せられた場合には現場調査を速やかに実施する体制作り	平成25年1月から実施	通報された案件のうち現場調査を行うべき内容を含む通報については、迅速に現地調査等が実施できるような体制を構築済み、現在運用中。